

「商標の一般的違法に関する判断基準」の理解と適用（一）

第一条 商標の管理を強め、法執行業務の指導を強化し、法執行基準を統一するため、「中華人民共和国商標法」（以下、「商標法」とする）、「中華人民共和国商標法实施条例」（以下、「商標法实施条例」とする）、及び関連の法令、部門の規則に基づき、この基準を制定する。

本条は「基準」の制定目的と法的根拠を明らかにするものである。

商標は、商品や役務の出所を示すビジネスマークとして私権属性を有するものであるが、市場秩序、消費者利益などの社会的公共利益にも関係するものであり、公共性と社会性を兼ね備えている。商標の二重属性は、商標権者の利益、消費者の利益、社会公共利益のバランスを維持するために、市場主体の出願、商標使用行為が必要な制約を受けべきであることを定めている。商標法執行部門が商標権を保護する機能を担うとともに、商標の出願と使用行為の管理を担当することにより、商標の機能が正常に発揮され、商標管理秩序が維持されることを保障している。商標管理は、中国の商標法律体系において重要な地位と役割を有している。商標法第1条は、商標管理の強化がその立法目的及び立法趣旨の一つであることを明確に規定しており、商標法第7条第2項の規定は、さらに「各級の工商行政管理部门は、商標管理によって、消費者を欺瞞する行為を禁止しなければならない」と強調している。商標法の第6章は、商標使用行為の管理を特別章の形式で詳細に規定している。商標法執行を担当する部門は、商標管理を通じて、商標登録及び使用環境を浄化し、消費者の利益を保護し、商標の侵害行為を防止し、市場主体の商標の規範的な使用を促進し、市場経済における商標の役割を十分に発揮させている。

2018年の「国务院机构改革方案」と「国家知识产权局の機能配置、内設機構と人員編成規定」によると、国家知识产权局は、商標法執行業務に対する業務指導や、商標法執行の検査、鑑定とその他の関連基準の策定を担当する。「国务院机构改革における法律規定に係る行政機関の職責調整問題に関する全国人民代表大会常務委員会の決定」によると、「国务院机构改革案」において編成後の行政機関又は職責を移譲された行政機関が職務を担当することが定められた場合、関連する法律規定が改正されるまでは、関

連する法律規定を調整して適用し、編成後の行政機関又は職責を移譲された行政機関が当該職務を引き受けることとなる。「国务院機構改革における行政法規規定に係る行政機関の職責調整問題に関する国务院の決定」によると、「国务院機構改革案」で編成後の行政機関又は職責を移譲された行政機関が職務を担当することが定められた場合、関連する行政法規が改正又は廃止されるまでは、関連する行政法規を調整して適用し、編成後の行政機関又は職責を移譲された行政機関が職務を引き受けることとなる。そのため、「商標法」、「商標法実施条例」に規定されている旧国家工商行政管理総局商標局の商標管理に関する職責については、国家知識産権局が担当する。国家知識産権局は、法執行部門の「法による行政」に具体的な操作指針を提供し、商標管理を確実に強化するため、職責に立脚し、既存の商標法律体系の枠組みの下で、法律、行政法規、部門規則の関連規定に従って、長年の商標管理の有益な経験とやり方を系統的に整理、総括し、行政法執行実践中の典型的な問題に焦点を当て、「基準」を制定した。

第二条 商標法執行担当部門は、商標の一般的違法行為の調査・処分にこの基準を適用する。

本条は「基準」の適用範囲に関する規定である。

関連法律、法規及び関連部門の「三定」の規定によると、商標法執行を担当する部門とは、商標法執行機能を履行する部門を指し、商標法執行の職責を担う市場監督管理部門のほか、商標法執行権を有する知的財産権管理部門、総合法執行部門などが含まれ、具体的には地方の「三定」規定に準じる。商標法執行権を有する知的財産権管理部門としては、上海市浦東新区知識産権局、長沙市知識産権局、広州開発区知識産権局などが挙げられる。

中国では商標専用権の保護に対して行政保護と司法保護が並行した制度が実施されていることを指摘する必要がある。登録商標専用権の保護は、商標権者の法的権利の保護だけでなく、消費者の利益の保障と公共秩序の維持にも関連し、私権と公共利益を同時に保障する必要がある。しかし、商標の管理は、使用者が他人の登録商標専用権を侵害していない場合、消費者の利益の保障と公共秩序の維持のみに関連するため、行政の調査・処分のみを行うが、同時に、関連行政行為は司法の監督を受ける。

第三条 この基準における商標の一般的違法行為とは、商標の管理秩序に違反する行為をいう。

次の各号のいずれかの行為があった場合、すべて商標の一般的違法とみなす。

(一)「商標法」第六条の規定に違反し、登録商標の使用が必須であるにもかかわらず使用しなかった場合

(二)「商標法」第十条の規定に違反し、商標として使用してはならない標識を使用した場合

(三)「商標法」第十四条第五項の規定に違反し、商業活動において「馳名商標」の字句を使用した場合

(四)「商標法」第四十三条第二項の規定に違反し、商標使用の被許諾者がその名称と商品の産地を表示していなかった場合

(五)「商標法」第四十九条第一項の規定に違反し、商標権者が登録商標を使用する過程で、登録商標、権利者の名義、住所、又はその他の登録事項を自ら改変した場合

(六)「商標法」第五十二条の規定に違反し、未登録商標を登録商標と偽って使用した場合

(七)「商標法実施条例」第四条第二項及び「団体商標、証明商標の登録・管理弁法」第十四条、第十五条、第十七条、第十八条、第二十条、第二十一条の規定に違反し、団体商標と証明商標の管理義務を履行しなかった場合

(八)「商標印刷管理弁法」第七条から第十条の規定に違反し、商標印刷管理義務を履行しなかった場合

(九)「商標登録出願行為の規範化に関する若干の規定」第三条の規定に違反し、悪意ある商標登録出願をした場合

(十) その他の商標管理秩序に違反した場合

本条は商標の一般的な違法行為の意味と具体的な種類を規定している。

「商標の一般的違法」とは、実践で形成された固定表現であり、商標管理秩序に違反しているが他人の商標専用権を侵害していない行為を指す。「一般的違法」における「一般的」とは違法の「状況」であって、違法の「情状」を指すわけではないため、「一般

的違法」は「深刻な違法」に対応する概念ではなく、特定の商標専用権を侵害する「侵害模倣」と区別される概念である。「基準」が適用される案件の範囲は、主に商標管理秩序に違反する案件である。「商標法」、「商標法実施条例」、「団体商標、証明商標の登録と管理弁法」、「商標印刷管理弁法」、「商標登録出願行為の規範化に関する若干の規定」などの法律、法規、規則の関連規定に基づいて、本条は列挙とバスケット条項の方式で商標の一般的な違法行為に含まれる 10 種類の具体的な状況を規定し、明確性と開放性を兼ね備えている。この 10 種類の状況は、強制登録、使用禁止、馳名商標宣伝、被許諾者義務、登録事項の無断変更、登録商標のなりすまし、団体商標と証明商標の管理、商標印刷管理、悪意ある出願などに関する。

第四条 「商標法」第六条、「中華人民共和国たばこ専売法」第十九条、「中華人民共和国たばこ専売法実施条例」第二十二条及び第六十五条の規定に基づき、紙巻きたばこ、葉巻、包装されている刻みたばこ及び電子たばこ等の新型たばこ製品については、登録商標の使用が必須であり、中国で登録されていない場合には、中国で生産、販売してはならない。

中国で販売する輸入紙巻きたばこ、葉巻、包装されている刻みたばこ、及び電子たばこ等の新型たばこ製品については、中国で登録された商標を使用しなければならない。

本条は登録商標の強制使用の商品を規定している。

「商標法」第 4 条第 1 項には「自然人、法人又はその他の組織が、生産経営活動において、その商品又は役務について商標専用権を取得する必要がある場合には、商標局に商標の登録を出願しなければならない。」と規定されている。第 6 条には「法律、行政法規が登録商標を使用すべきと定めた商品については、商標登録出願をしなければならない。登録が未だ認められていないときは、市場で販売することができない。」と規定されている。「商標法」では、自発的登録を原則とし、強制登録を例外とする商標登録制度が規定されている。一般的な商品又は役務については、その経営者が商標専用権を取得したい場合に限り商標登録を出願する必要があるが、法律、行政法規で「登録商標を使用しなければならない」と規定された商品又は役務については、その経営者は商標登録を出願しなければならないと認められて登録された商標を使用することは、市場進

出の前提条件である。

現行の法律、行政法規のうち、登録商標を使用しなければならない商品や役務を規定しているのは、「中華人民共和国たばこ専売法」と「中華人民共和国たばこ専売法实施条例」のみである。「中華人民共和国たばこ専売法」第 19 条第 1 項には「紙巻きたばこ、葉巻、包装されている刻みたばこは、商標登録を出願しなければならず、承認されていないものは、生産、販売してはならない」と規定されている。「中華人民共和国たばこ専売法施行条例」第 22 条には「紙巻きたばこ、葉巻、包装されている刻みたばこは、登録商標を使用しなければならない」と規定されている。第 65 条には「電子たばこ等の新型たばこ製品は、本条例の紙巻きたばこに関する規定を参照して適用される」と規定されている。上記の規定によると、登録商標を使用しなければならない商品は、紙巻きたばこ、葉巻、包装されている刻みたばこ及び電子たばこ等の新型たばこ製品に限られる。登録商標とは、中国において登録された有効な商標を指し、かつその認可された指定商品には、紙巻きたばこ、葉巻、包装されている刻みたばこ及び電子たばこ等の新型たばこ製品が含まれなければならない。輸入されたたばこ製品及び輸入された電子たばこ等の新型たばこ製品も上記規定を遵守しなければならない。商標の自発的な登録のほか、一部の特殊商品に強制登録制度を留保し、商標を通じて商品を管理する必要があるとあることが実践的に証明されている。紙巻きたばこ、葉巻、包装されている刻みたばこ及び電子たばこ等の新型たばこ製品は「中華人民共和国たばこ専売法」及びその实施条例で規定されている「厳格に管理される商品」に属し、その商標登録及び管理も厳格にしなければならず、その使用する商標はすべて認可登録を経た後に限って使用することができる。

また、部門規則には、その他の特殊商品に対しても登録商標の強制使用の規定がある。例えば、旧農業部が制定した部門規則「農薬ラベル及び説明書管理弁法」(2017 年農業部令第 7 号)第 31 条には「農薬ラベル及び説明書は未登録商標を使用してはならない。ラベルに登録商標を使用する場合は、ラベルの四隅に表示しなければならず、占める面積はラベル面積の 9 分の 1 を超えてはならず、その文字部分のサイズは農薬名のサイズよりも大きくてはならない。」と規定されている。

出所：国家知識産権局ウェブサイト

https://www.cnipa.gov.cn/art/2022/11/8/art_66_180190.html

※本資料はジェトロが作成した仮訳となります。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承ください。